

第 211 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 4 年 7 月 26 日(火) 午前 9 時 ～ 午前 10 時 00 分

2. 場 所 仁多庁舎 大会議室

3. 出席委員 (17 名) ※新型コロナウイルス感染症対応のため農業委員のみの出席とする

1 番 高 橋 政 伸	2 番 中 林 孝	3 番 立 石 覚	4 番 若 槻 隆 季
5 番 大 坂 茂	6 番 足 立 信 子	7 番 古 田 川 光 彦	8 番 内 田 吉 彦
9 番 藤 原 康 正	10 番 石 原 隆 幸	11 番 石 原 敬 士	12 番 松 原 武 雄
13 番 磯 田 光 徳	14 番 藤 原 功	15 番 宇 田 川 光 好	16 番 安 部 備 造
18 番 金 倉 弘 美			

4. 事務局又は説明者

農 業 委 員 会	事 務 局 長 補 佐	福 田 貴 美 子
農 林 振 興 課	課 長 補 佐	川 西 博 司

5. 欠席委員 (1名)

17 番 勝 部 委 員

6. 議事日程

日程第 1 号 議事録署名委員の指名

日程第 2 号 議案第 1 号 非農地証明交付申請書の承認について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による農地取得の設定について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農用地利用集積計画の承認について (利用権設定)

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第211回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は1名。出席者は18名中17名。過半数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、1番 高橋委員、2番 中林委員をお願いいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。議案第1号からその他まで順次行います。それでは議事に入ります。議案第1号、非農地証明交付申請の承認について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第1号、農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。令和4年7月26日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/畑、現況/山林。面積148㎡他1筆で227㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。非農地の事由、昭和58年に相続したが、一度も耕作したことがなく、現在は笹が生え山林化しているため。資料1に住宅地図を載せていますのでご覧ください。現地調査につきましては、6月16日に□□□□地区の農業委員、推進委員の方3名で実施しました。現地は、長年耕作されておらず、山林化しており、農地への復旧は困難と思われます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第1号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。2番中林委員。
2番	番号1について、2番中林が補足説明させていただきます。○○○○さんは□□□□自治会の方です。場所は■ ■ ■ ■がこの畑です。先般6月16日に農林振興課の廣田さん、藤原さん、□□□□地区の推進委員2名と私で現場確認をさせていただきました。その結果、ここに理由が書いてある通り山林化して、とても畑として復元をするのは無理と判断をしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。
議長	次に議案第2号、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、農地法第3条第2項第5号の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年7月26日提出、奥出雲町農業委員会会長。

事務局	番号1、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積1,227㎡他で計2,088㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。空き家の所在地 ■■■■番。申請地は、■■■■地区□□□□地内の空き家バンクに登録された住宅に付随する農地です。資料1に住宅地図を載せていますのでご覧ください。現地につきましては、7月7日に地区担当の農業委員、推進委員さんと確認しました。住宅に隣接した農地で、面積合計も1a以上であり、周辺の地域に支障をきたす恐れもないと思われます。今回、承認いただければ、本日付けで別段面積の区域として申請農地を告示します。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。8番内田委員
8番	番号1について、8番内田が補足説明させていただきます。現地は□□□□の■■■■自治会にあります。資料2に●●●●さんのご自宅があります。●●●●さんは11年くらい前に亡くなられて、○○○○さんは●●●●さんの子どもさんで、□□□□おられます。家の管理等々は○○○○さんが現在しておられます。今回空き家付きバンクで登録するということで農地付きのバンクということで申請が出ております。周辺には何ら影響はございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について承認することに決しました。 次、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程します。事務局説明をお願いします。
事務局	まず議案の修正をお願いしたいと思います。番号1、□□□□番の地目について、現況が両方とも「畑」となっておりますが現況は「進入路」ということで訂正をお願いしたいと思います。 では議案に入ります。議案第3号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年7月26日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/畑、現況/進入路。面積695㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■■■■。転用目的は進入路。施設等、進入路。転用理由は、畑の奥に檀家の墓地があり、車が入らないため、傾斜地にある畑を進入路として整備したい。追認です。顛末書を読みます。除地については、県の同意を得て、令和4年2月10日に公告されています。資料2に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号2、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積10㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■■■■。転用目的は墓地。施設等、墓地。転用理由は、現在の墓地は離れており管理が困難なため新設したい。除地については、県の同意を得て、令和3年1月6日に公告されています。資料3に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号3、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積10㎡。申請人氏名

事務局	〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。職業、■●●■。転用目的は墓地。施設等、墓地。転用理由は、現在の墓地は自宅から約1kmと離れた高台にあり、管理が困難なため申請地に新設したい。除地については、県の同意を得て、令和4年2月10日に公告されています。資料4に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号1、番号3につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。 番号2につきましては、昭和51年から昭和61年において、□□□□地区県営ほ場整備事業が実施されていることから、第1種農地と判断しました。許可条項は、農地法施行規則第33条第1項第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと考えます。奥出雲町土地改良区に許可申請に係る確認を行ったところ、「転用申請地一帯は、□□□□地区県営ほ場整備事業の受益地として営農が実施されています。今回の転用申請については、周辺農地の道路・水路に影響が無く営農上の影響が少ないこと、工事完了公告後8年を経過していることなどの状況を判断して、転用は止むを得ないものと認めます」との意見でした。また、本日承認をいただきました場合、第1種農地ですので、9月の県の常設審議委員会に諮問することになります。そちらで承認後、転用許可となります。 以上ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて番号1、番号2について担当委員の補足説明をお願いします。3番立石委員。
3番	議案第3号番号1について3番立石が補足説明をいたします。この農地は□□□□自治会にあります。資料3にありますように■●●■の畑です。〇〇〇〇さんは□□□□で、現在は■●●■で暮らしておられる家族さんの所へ同居しておられる状況です。顛末書にもありましたように詳しい経過はわかりませんが、昭和60年ごろに工事がなされたものと聞いております。 番号2については□□□□地区の■●●■自治会にある農地で、〇〇〇〇さん宅の墓が現在非常に遠い所にあるということで、家の近くに持って帰りたいと言う内容です。すでに分筆も終わっており何ら問題は無いと思いますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 次に番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

議長	挙手全員、よって議案第3号番号2について承認することに決しました。 続いて番号3について担当委員の補足説明をお願いします。9番藤原委員
9番	番号3について9番藤原が補足説明をいたします。今回の申請人の〇〇〇〇さんは当農業委員推進委員をされている〇〇〇〇さんでございます。申請地ですが、■■■■へ行きますと資料5の地図の□□□□に行きます。そこから約500メートルくらい行きますと赤丸がしてある申請地になります。ご自宅の裏側の所を墓地にされたいということです。転用理由は事務局からご説明があった通りですが、景観等にも何ら問題は無いと考えておりますのでご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号3について承認することに決しました。 次に議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を上程いたします。事務局説明をお願いします
事務局	議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和4年7月26日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,506㎡他で2,633㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は4年11か月、賃貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積3,747㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1、番号2は出し手が同じですので13番磯田委員、続けて補足説明をお願いいたします。
13番	番号1に及び2について13番磯田が補足説明をいたします。出し手の〇〇〇〇さん並びに受け手の△△△△さん(番号1)、△△△△さん(番号2)ともに□□□□自治会の方です。場所は■■■■に〇〇〇〇さんの家がありますが、この3つの農地は〇〇〇〇さんの家からだいたい200メートルから400メートルくらいの半径のところがございます。〇〇〇〇さんは■■■■を退職され

13番	た後、水稻と和牛を数年やってこられましたが□□□□して営農継続は困難ということで急遽4名の方に後を引き継いでいただいた経過があります。前月、■■■■の親戚の方、□□□□自治会の1名について承認を得た所ですが、今回2名の方、番号1の△△△△さんについては□□□□の営農組合の中心メンバーの一人であります。番号2の△△△△さんは□□□□の自治会長です。耕作について問題は無いと考えるのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 番号1について質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1について承認することに決しました。 次、番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号2について承認することに決しました。 次、その他について事務局説明をお願いします。
事務局	資料6をご覧ください。令和4年度の最適化活動の目標設定ということで資料をつけさせていただいております。先月の総会の後の研修会でも説明がありましたように、農業委員会の方で毎年最適化活動に係る目標を設定することとなっております。令和4年分の目標を設定しましたのでご覧いただきたいと思います。まず1ページからご覧ください。本年度の4月1日現在の状況ということで農業委員会の体制、農地等の概要ということで載せておりますのでまたご覧いただきたいと思います。2ページをご覧ください。Ⅱ最適化活動の目標、(1)農地の集積状況について、①現状と課題②目標を記入しています。目標については、本年度の新規集積面積を20haとしております。算出については直近3年の平均値として算出しました。(2)遊休農地の解消については、②目標としてa、緑区分の遊休農地の解消。注意書きにあるように、緑区分は令和3年度実績の5分の1として、5haとしています。b、黄色区分の解消については、「解消のための工程表」を作成することが目標とされています。この工程表のひな型については、国で検討中とのことです。現状の把握や調査をまとめることから、積み上げたいと考えています。(3)3ページは、新規参入の促進について、提示しています。②の目標については、※印注釈により算出しています。最適化活動の活動目標について、農業委員、農地最適化推進委員が行う最適化活動を月8日としています(全国農業委員会会長集会の指導では10日程度)。 (2)活動強化月間については、推進委員等が一斉に同じ活動をすることが想定されています。利用状況調査中にも積極的に、土地所有者等への声がけをお願いします。 (3)新規参入相談会への参加を載せています。目標については3ページに書き上げさせていただいていて詳細について十分な説明が出来ていませんが、お時間があるときにご覧いただきたいと思います。 何かご質問があれば受けたいと思います。

議長	一つ伺いますが、2 ページの目標面積ですが、集積率が30. 1%は管理機構を通じたものですか。
事務局	全体の集積率です。
15番	2 ページの遊休農地の解消の目標の黄色部分が13haくらい解消したいということですが、かなり難しい数字じゃないかという認識を持っておりますが、ご説明をお願いしたいと思うし、新規参入が1 年に平均182ha という新規とはどういうことですか。
事務局	黄色区分の解消につきましては、目標を立てるに当たってのガイドラインがありましてそれに沿って出した数字というように記憶しております。3ページの方の目標の182haという数字ですが、これについても直近 3 年間の平均ということでガイドラインに挙げてありまして、3年間の平均ということで計上させていただいております。現状としては実際なかなか難しい数字とは思っておりますが、一応目標ということでちょっと高めですが上げさせていただいております。以上です。
15番	どういう人が対象になりますか。新規参入と聞いて私が思うのは、まったく新しい人が入って起業にしても誰にしても思う気がしますけれども。今までやっている人でも新規参入という数字の捉え方があるんですか。それともその下の19haが全く新しい人のことですか。どのように見たらいいのですか。
事務局	新規参入につきましては新しくなられた法人さんや個人さんというふうに思っています。
15番	今まで営農組合みたいなことでやっていたものが法人になったら新規参入ということですか。
局長	そういうことです。
15番	わかりました。それを聞きたかったです。それなら180haでも案外できるかもしれません。承知しました。
議長	ほかにございませんか。後でまた質問があれば聞いてください。では続けてください。
事務局	今ご質問を頂きましたが、総会が終わりましてからでもまたお問い合わせを頂ければと思いますが、これもホームページの方に公表することになっておりますので総会后、目標設定ということで上げたいと思っております。 続きまして令和4年度の農地パトロールということで4ページの方からご覧いただきたいと思えます。昨年は、遊休農地の区分の変更がありましたが、本年度は大きな変更点はありません。目的にありますように、①地域の農地利用の確認②遊休農地の実態把握③違反転用の発生防止・早期発見としています。調査期間は、昨年と同様、8月～9月とし、提出期限を9月末としています。実施方法として、農地を一筆ごとに確認をしていただき、農地の状況を目視で確認してください。図面については、昨年は農地パトロール用でお配りをしていたようですが、中山間や多面の現地調査の際の確認の地図だけを今回はお配りをしたいと思っております。それを持って確認作業をお願いしたいと思います。農地の状況を利用状況調査用紙に記入いただきます。遊休農地の判

事務局	断基準は、6ページに、調査用紙は、7ページにつけています。再生利用が困難と見込まれる農地は、地番がわかるように写真を取り、SD カードに保存ください。 5ページ、その他ですが、調査にあたっては、帽子、腕章着用、マグネット版の利用等、お願いします。調査用物品は、調査終了後、一式農業委員会まで返却をお願いします。農地利用状況調査活動記録簿を配布していますので、記入をお願いします。 先日、お問合せをいただいたのですが、農地パトロールについては、活動記録セットへの記入は、基本不要とします。また、このあと、中山間直接支払事業、多面的機能支払事業の現地確認について説明をしますが、この現地調査についても、こちらで活動日数が把握できますので、記入不要とします。 農地パトロールについては昨年とあまり変わらないということで詳細についての説明はこれで終わりたいと思います。以上です。
議長	農地パトロールについての説明が終わりでしたが、質問等ございますか。
3番	昨年、一昨年と非農地通知の対象の農地の写真及び地番等を提出したわけですが、これはまだ進んでないという認識でいいですか。
事務局	昨年度のものについては現在まだ整理中で、この秋くらいの総会にはかけたいと思っております。お配りした野帳台帳からはおそらく外れていると思っておりますが、一応皆さん方に確認をしていただければと思っております。
4番	確かに手前の方の圃場は台帳から外れていましたが、山側の方に畑が点在しておるのは外してないわけなんです。とてもじゃないけれどそこまで行ける状態じゃないので去年の写真とかでやってほしい。中へ入ることが出来ないような畑もたくさんあります。中へ入って個別に撮るなんてことはなりませんので、そのとこもお話をお願いしたいと思います。
事務局	地番の方は場所によっていろいろだと思いますが、道具をお返しいただくときに説明をしていただくとか、写真を撮っていただく際に地番がたくさん該当するというような何かわかるようにお示しいただければと思います。野帳の方にでも、入れなかったとご記入いただくとか、まとめて写真が撮ってあるとかをご記入いただければと思いますが。
4番	はい。
15番	今年もそういう非農地的な所が調査して出た場合にはいつ頃それが処理されますか。
事務局	出来るだけ早くということをお話ししておきたいと思いますが、去年の物がまだ手を付けてないようなところもありますので、今年の実施については出来るだけ早く対応させていただきたいと思います。
議長	農地パトロールについては説明を以上で終わります。事務局、ほかに説明ございますか。

事務局	続いて中山間関係の現地確認の件について説明をさせていただきます。
川西	中山間地直払いと多面的機能支払いの担当をしております川西でございます。 今年も令和4年度中山間地域等直接支払交付金制度及び多面的機能支払交付金制度の現地確認について農業委員さん、推進委員さんをお願いさせていただきます。 まず先ほど事務局からもあったように昨年から農業委員会の農地パトロールの地図と中山間直払と多面的機能支払の地図を一つにして地図だけでも一つにならないかと要望を頂いており、それに対応しております。皆様すべてご経験ということで認識しております。図面はそうですが、野帳についてはどうしても事業が違うため分けざるを得ません。内容が違いますので、そのところだけはご理解下さい。野帳と図面と図面データが入っている CD と実施確認票が入っております。2名以上で該当する田、畑、採草牧場地について調査いただきますが、図面中にオレンジと紫と緑で表示しております。紫は中山間直払と多面的機能の対象農地、オレンジが中山間直払のみ、緑が多面的機能支払のみとなっております。図面の右端に適用、凡例が書いてございます。皆様ご理解いただいていると思っております。農地パトロール分はそれらを網羅した上に色のない地区も含めた範囲になっております。ですから、農地パトロールの範囲が一番広い、次に多面的機能が広い、その次に中山間の範囲があるということでご理解いただければと思います。お配りしているのが野帳の記入の説明をさせていただくための一枚紙で裏表ございます。タイトルが認定農用地の保全管理状況というもので多面的機能支払いと中山間地域等直接支払いでかっこ書きしてあって、これを見ながら聞いていただければと思います。野帳には黒の鉛筆で記入いただきたいと思っております。提出〆切は9月末、9月の農業委員会にお持ちになっても良いです。次に野帳の書き方について説明します。所在地、地目、それに属する集落名、管理者を記入してございます。昨年、集落名等、管理者については記入しておりませんでした。是非とも入れて下さいという話がありましたので今回入れております。次に活動形態は、耕作管理されていれば耕、維持保全管理されていれば維となります。管理状況の適否は省きません。耕作管理若しくは維持管理されていれば適に○、出来ていなければ否とします。そのうち明らかに管理放棄されていれば放、転用されていれば転ということになります。任命事項に該当する場合は任となりますが、これらのことはこの用紙に書いてありますので丸印をすればいいようになっております。免責事由は免となっておりますが、管理者の死亡や病気、公共事業、自然災害などが適用します。ここは省くことが出来ませんので必ず書いてもらわないといけないところですが、わかる範囲で書いていただければ結構です。特に昨年の豪雨などによって被災農地などがあると思います。そのときは備考欄に災害と記入ください。農道などで崩れている場合もあります。危ないところ、現地にたどり着けないところもあると思います。その場合はもう確認できないということで空白となります。それでよろしいです。安全第一で考えていただければと思います。次に裏面になります。真ん中の3. 水路、農道等の保全管理状況所は必ず記入いただきたいと思っております。水路、農道、ため池の3つの管理状況を適と否で表すことになっております。当然、管理されていれば適、管理されていなければ否となります。被災したところについては否として、災害のためとしていただきたいです。2と4の表につきましては省いていただいて結構です。敢えて追跡してお聞きするこはしません。4の多面的機能支払いを増進する活動についてはこれまで集落の代表の方に確認して記入されている地区もございます。そのような地区はこれからも是非続けていただいてより良い活動を推進いただきたいと考えております。それから、実施確認票というのがございます。その記入は昨年と変わりません。3 日間の日付と確認場所を記入していただきたいと思っております。それは配布している袋の中に入っています。報酬はこれまでと同様一日分7,500円の三日間で22,500円を直接皆様の口座に振り込みますが、源泉が1割程度かかります。確定申告をしていただきたいと思っております。さらに毎年のごですが、地図と野帳は前年度実績となっております。今年度の変更分は地図に反映されておりません。そのところご理解ください。熱い最中でございます。コロナの折、話し合いも十分にできないと思われまふ。車も少人数で、しかも短時間で回ることになろうかと思っております。十分に体調を整えて調査いただきますようお願いいたします。調査が終わりましたら図面と野帳一式、実施管理表を地区別にまとめてお返しくださいますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。以上でございます。
議長	中山間直接支払いの説明がございましたが、これについて何か聞きたいことがございますか。

3番	昨年、□□□□地区は豪雨の関係で災害が多うございまして、昨年の調査でもマーキングをして提出したところです。先般の議会で承認されてやっと工事が発注された状況にあるように見ております。工事待ちということで草が刈ってあるから管理ということで問題は無いとも思うのですが、それはどのように判断したら良いのでしょうか。
川西	草が刈れるところも刈れないところもあると思いますが、中山間直払いにつきましてはルールとして、被災を受けたところについてはそれが治るまで交付金自体は変わりなく支払えるということでございます。ですので、敢えて草が刈ってある、ないにかかわらず摘要の所に被災と書いていただければそれで管理されているということでよろしいかと思います。
3番	備考欄に書いておけば適とか否とかは構わなくていいということですか。
川西	その通りです。
15番	3. の保全管理状況ですが、少しくらい道が傷んでいても通れれば、水が流れておればだいたい良いと、水路といってもたくさんありますので、1か所悪くても全体的には適じゃないかという気持ちもあるわけですが。例えば地区内でも1か所悪ければ否なのか、適に○を付けるのかということがあって、だいたい道が通られれば○で、水が流れておれば1年に1回くらいは草刈りされていれば適という判断で良いと思います。
川西	そうですね。それでよろしいかと思います。基本的に中山間直払いのルールでは協定書の中にこの項目が書かれております。それに伴って水路、農道、ため池を管理するということでここに挙げさせてもらって、それがちゃんと出来ているかということです。耕作がちゃんと出来ていればそこにたどり着けているし、水路の水も通っているし、ため池にも水があるということでございますので、耕作している状況があれば基本的には○だと思っています。
15番	はい。良くわかりました。
議長	他にないようでしたら今日の総会は終わりたいと思います。次回の農業委員会は8月29日月曜日9時から、仁多庁舎のこの場所で開会いたします。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 ⑩

議事録署名委員 1番 ⑩

議事録署名委員 2番 ⑩